

約款変更 新旧対照表

条項	変更後	変更前
第2条 未成年者口座開設届出書等の提出	<p>1 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。</p> <p>なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当金庫にて保管いたします。</p>	<p>1 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。</p> <p>なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当金庫にて保管いたします。</p>

条項	変更後	変更前
第3条 非課税管理勘定および継続管理勘定の設定	<p>1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいい、当金庫との取引においては、公募非上場株式投資信託受益権が該当します。この約款の第15条から第17条、第19条および第25条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>	<p>1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいい、当金庫との取引においては、公募非上場株式投資信託受益権が該当します。この約款の第14条から第16条、第18条、第20条および第24条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>
	<p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>	<p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>

条項	変更後	変更前
<p>第5条 未成年者口座に<u>受入れ</u>る上場株式等の範囲</p>	<p>1 当金庫は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを<u>受入れ</u>ます。</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に<u>受入れ</u>た上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、ロの移管により<u>受入れ</u>た上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により<u>受入れ</u>た上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内に当金庫への<u>買付</u>の委託により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に<u>受入れ</u>られるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当金庫に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下、「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年において当金庫が定める日までに「未</p>	<p>1 当金庫は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを<u>受け入れ</u>ます。</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に<u>受け入れた</u>上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、ロの移管により<u>受け入れた</u>上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により<u>受け入れた</u>上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内に当金庫への<u>買付け</u>の委託により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に<u>受け入れ</u>られるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当金庫に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下、「5年経過日」といいます。）の翌日に、<u>同日に</u>設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年において当金庫が定める日ま</p>

条項	変更後	変更前
	<p>成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 当金庫は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを<u>受入れ</u>ます。</p> <p>①当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当金庫に対し、前項①ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円（②により<u>受入れ</u>た上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等</p>	<p>でに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 当金庫は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを<u>受け入れ</u>ます。</p> <p>①当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当金庫に対し、前項①ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円（②により<u>受け入れた</u>上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に、<u>同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5 年経過日の属する年において当金庫が定める日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</u></p> <p>③租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等</p>

条項		変更後	変更前
第7条	課税未成年者口座等への移管	<p>1 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>①非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項①ロもしくは②または同条第2項①もしくは②の移管がされるものを除く）について、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>②お客様がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等について、同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p>	<p>1 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>①非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項①ロもしくは②または同条第2項①もしくは②の移管がされるものを除く）について、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>②お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等について、同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p>
第11条	継続管理勘定への移管	<p>1 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</p> <p>2 前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の当金庫が定める日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座または一般口座に移管いたします。</p>	<p>(条項追加 以下、項番繰下げ)</p>

条項	変更後	変更前
第 12 条 出国時の取扱い	1 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当金庫に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。	1 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当金庫に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 2 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。
	3 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当金庫に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受入れは行いません。	3 当金庫が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当金庫に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。
第 14 条 課税管理勘定における処理	課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 15 条から第 17 条および第 19 条において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。	課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 14 条から第 16 条、第 18 条および第 20 条において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託または金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等または預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。

条項	変更後	変更前
<p>第 17 条 課税管理勘定の金銭等の管理</p>	<p>課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れ<u>または預託が</u>される金銭<u>その他の資産</u>は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>①災害等による返還等による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>②当該上場株式等の第 15 条に規定する方法以外の方法による譲渡または贈与をしないこと</p>	<p>課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れされる金銭は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>①災害等による返還等による課税未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管または当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>②当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭の交付が、当金庫の営業所を経由して行われぬものに限り。）または贈与をしないこと</p> <p>イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号または第 7 号に規定する事由による譲渡</p> <p>ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限り。）による譲渡</p> <p>ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号または第 8 号に掲げる譲渡</p> <p>ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡</p> <p>ホ 所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式または同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生または取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生または取得決議を除きます。）による譲渡</p>

条項		変更後	変更前
		③課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭 <u>その他の資産</u> の払出しを除き、当該金銭 <u>その他の資産</u> の課税未成年者口座からの払出しをしないこと	③課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭の払出しを除き、当該金銭の課税未成年者口座からの払出しをしないこと
第 18 条	未成年者口座および課税未成年者口座の廃止	第 16 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。	第 15 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。
第 20 条	出国時の取扱い	お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章（第 15 条および第 19 条を除く）の適用があるものとして <u>取扱い</u> ます。	お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章（第 14 条および第 18 条を除く）の適用があるものとして <u>取り扱</u> います。
第 22 条	代理人による取引の届出	2 お客様が前項により <u>届出</u> た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。 3 お客様の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が <u>成年</u> に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 4 お客様の法定代理人以外の者が第 1 項の代理人となる場合には、第 1 項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人は	2 お客様が前項により <u>届け出</u> た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。 3 お客様の法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が 20 歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 4 お客様の法定代理人以外の者（ <u>お客様の 2 親等以内の者に限ります。以下同じ。</u> ）が第 1 項の代理人となる場合には、第 1 項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく

条項		変更後	変更前
		お客様の2親等内の者に限ることとします。	必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の2親等内の者に限ることとします。
		5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が 成年 に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。	5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が 20歳 に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当金庫に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
第 25 条	未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示	1 お客様が受入期間内に、当金庫への 買付 の委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第 14 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当金庫から取得した上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に 受入れ しようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当金庫に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます。（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。）	1 お客様が受入期間内に、当金庫への 買付け の委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第 13 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、 または 当金庫から取得した上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に 受け入れ しようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当金庫に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。）。
第 27 条	非課税口座のみなし開設	1 2024年以後 の各年（その年1月1日においてお客様が 18 歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当金庫に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規	1 2017年から2028年までの各年 （その年1月1日においてお客様が 20 歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当金庫に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1

条項	変更後	変更前
	<p>定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当金庫に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫とお客様との間で特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>	<p>号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当金庫に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座の開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当金庫とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p>
第28条	<p>本契約の解除</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①お客様または法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合には、当該提出日</p> <p>②租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合には、<u> </u> 出国日</p> <p>④お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）<u> </u> には、租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国</p>	<p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①お客様または法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合には、当該提出日</p> <p>②租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合には出国日</p> <p>④お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p>

条項		変更後	変更前
		<p>日)</p> <p>⑤お客様が出国の日の前日までに第 12 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合には、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>⑥お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合には、本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p>	<p>⑤お客様が出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合その年の 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>⑥お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p>
第 29 条	合意管轄	この約款に関するお客様と当金庫との間の訴訟については、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所といたします。	この約款に関するお客様と当金庫との間の訴訟については、当金庫の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当金庫が管轄裁判所を指定できるものとしします。
附則		<p>1 この約款は、2016 年 1 月 1 日より適用させていただきます。</p> <p>2 この約款は、2016 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>3 この約款は、2017 年 12 月 18 日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>4 この約款は、2019 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>5 この約款は、2022 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>6 この約款は、2024 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</p>	<p>1 この約款は、2016 年 1 月 1 日より適用させていただきます。</p> <p>2 この約款は、2016 年 10 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>3 この約款は、2017 年 12 月 18 日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>4 この約款は、2019 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>5 この約款は、2022 年 4 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</p>

条項	変更後	変更前
	(削除)	<p>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</p>